

秘密保護法 解説

第7回 特定秘密保護法の成立とその廃止に向けて

秘密保護法対策本部 本部長代行 堀 敏明 (30 期)

1 民意を無視した特定秘密保護法の成立

昨年12月6日、10月25日の国会提出からわずか43日、衆参両院ともに政権与党（自民・公明）による強行採決で特定秘密の保護に関する法律（秘密保護法）が成立した。

国会提出に先立ち、秘密保護法案の概要についてパブリックコメントが募集され、反対意見が77%を占めた。その後、秘密保護法案に対する批判、廃案・慎重審議を求める国民の声は全国各地に燎原の火のごとく広がり、様々な反対運動が展開された。また、ジャーナリスト、学者・研究者、文筆家、映画・演劇関係者など広範な国民各界各層から反対意見が相次いだ。新聞・テレビ等のマスコミもその問題点・危険性を繰り返し報道した。海外メディア等からも法案に対する危惧が報じられた。

弁護士会も例外ではなかった。日弁連そして全ての単位会が反対声明等を採択し公表した。また、弁護士会主催あるいは市民団体との共催で市民集会や街頭行動なども各地で展開された。当会でも市民集会の開催や街頭宣伝行動等を行い、法案の危険性を広く市民に訴えた。

しかし、政権与党の対応は、この広範な国民の意見を徹底的に無視するものだった。77%に及ぶパブリックコメント反対意見は無視した法案の国会提出、福島市での地方公聴会（11月25日）では公述人全員が反対・慎重意見を表明したにも拘わらず、その翌日には衆議院で強行採決、そして、12月6日、日比谷野外音楽堂の「廃案！大集会」に参加した1万5000人の国民を尻目に参議院で強行採決…。秘密保護法は成立した。

2 日本国憲法を蹂躪する秘密保護法

当会は、意見書や会長声明で秘密保護法が憲法の大原則（国民主権・基本的人権・平和）に反する違憲の法律であることを繰り返し指摘してきた。国会審議の中でも閣僚の答弁は迷走・矛盾を重ね、法案の持つ危険性が浮き彫りになった。ことに自民党石破茂幹事長の「デモはテロと同じ」発言は、政権与党の本音、そして憲法を蹂躪する秘密保護法の本質を垣間見せた。

秘密保護法は、その内容のみならずその成立過程自体、国民主権・民主主義を踏みにじるものだった。また、国家安全保障会議（NSC）設置法、国家安全保障基本法案等と結びついて、我が国を憲法9条違反の戦争のできる国に導くものであり、治安維持の名のもと政府に反対する国民をテロリストとみなして国（具体的には公安警察）の監視下に置き、その基本的人権を侵害するものである。

3 秘密保護法廃止に向けて

稀代の違憲立法、秘密保護法は直ちに廃止されなければならない。その廃止に向けた活動は、基本的人権の擁護を使命とする弁護士に課せられた責務である。

当会では、秘密保全法案対策本部を設置して秘密保護法制定阻止に向けた活動を行ってきた。今回、同本部を秘密保護法対策本部に改め、秘密保護法を廃止し国民の憲法上の権利を守るための諸活動を行うことになった。

この間の秘密保護法案の廃案を求める国民的運動は、憲法を守り、民主主義、基本的人権そして平和を実現する力の根源が国民にあることを明らかにした。当会においても、国民とともに秘密保護法廃止に向けた新たな活動の展開が求められている。